

役員等報酬規程

社会福祉法人もてぎ協栄会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人もてぎ協栄会の役員の報酬等について、定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の業務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の役員報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会、評議員選任・解任委員会が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の非常勤職員報酬を支払うことができる。

(役員勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により報酬を支払うことができる。また、同日あわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等

を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附則

(実施期日)

この規程は、令和2年4月1日より適用する。

別 表 社会福祉法人もてぎ協栄会 役員等報酬規程

別表1 (日額)

名 称	報酬額
理事会出席報酬等	5,000円
評議員会出席報酬等	5,000円
評議員選任・解任委員会報酬等	5,000円

別表2 (日額)

名 称	報酬額
理事長業務報酬等	5,000円
理事業務報酬等	5,000円
監事監査指導報酬等	5,000円

別表3 (日額)

報酬額	旅 費	宿泊費	その他
5,000円	実費	実費	実費

支給の方法

理事会・評議員会の開催都度、源泉税控除後、現金にて支給する。